

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件（告示案）」に関する
意見募集の結果について

※ No.4の御意見等に対する考え方について、なお書きを追記（平成27年10月5日）。

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>マイナンバー交付にあたり、生年月日および番号までもカードに表記されるとは大変危険だと思いませんか??</p> <p>個人情報丸出しのカードなんて持ち歩きません。もっと慎重に、未然の注意をもって検討してください。</p> <p>子供たちのカードも悪用されることも考えられます。</p>	<p>ご意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
2	<p>問い合わせが、ナビダイヤルで通話料取るって、、、どうゆうことでしょう。</p> <p>不親切ですよね???</p> <p>一方的な情報開示で、問い合わせはお金取って、国民の税金で運営されているんだから、フリーダイヤルもしくは普通電話料金で気軽にととよわせできるサービスを</p> <p>こうした意見も聞き入れてくれないのでしょうか???</p> <p>そもそも、あいまいで、不安がつのるマイナンバーは、反対で腹立たしいです。</p> <p>これ読んでる？あなたの個人情報も大丈夫なのでしょうか???</p>	<p>ご意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
3	<p>毎年、給与支払報告書に基づき、市町村民税の通知が届いております。現在は、各市町村の様式は様々であり、かつ、1枚の用紙に複数人分の通知書が存在し、各企業、手作業において切り分け、従業員に通知しております。今回のマイナンバー導入にあたり、この各市町村からの通知書にもマイナンバーが表示されるのでしょうか？表示された場合、企業は、仕訳・各人ごとの封入など多大な業務が発生します。現在でも、一部市町村においては、各人の通知書を封書にて発送している市町村もあります。マイナンバーの取扱いは、国からも十分注意しろと言われている以上、この通知書も同様と思います。各市町村の法に抵触しない対応をお願いいたします。</p>	<p>ご意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
4	<p>給与所得等源泉徴収票への個人番号記載について金融機関での融資の際、源泉徴収票を求められるケースがあります。</p> <p>この場合、個人番号が記載されているものを個人が提出してしまう可能性があります。</p> <p>しかし事業主には個人番号を記載したものを発行する義務があります。</p>	<p>給与所得の源泉徴収票の取扱いについては、Q & Aに示しているとおりでありますが、ご意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Q 5 - 3 住宅の取得に関する借入れ（住宅ローン）等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> </div> <p>A 5 - 3 給与所得の源泉徴収票は、住宅の取得に関する借入れ（住宅ローン）等で使用することが想定されますが、そのような場合は、番号法第 19 条各号において認められている特定個人情報の提供に該当しません。</p> <p>したがって、そのような場合に、給与所得の源泉徴収票を使用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。</p> <p>なお、Q 5 - 3 は、平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われたことから、次のとおり、回答を更新しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Q 5 - 3 住宅の取得に関する借入れ（住宅ローン）等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> </div> <p>A 5 - 3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則第 93 条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第 25 条の開示の求めに基づく個人番号が記載された源泉徴収票を住宅の取得に関する借入れ（住宅ローン）等で活用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。（平成 27 年 10 月更新）</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
5	消費増税に伴い、一般商店レジにて「個人番号カード」を提示することで、後々還付が受けられるとの話がありますが、紛失・盗難などのリスクを考えると日常的な携帯は好ましくないと考えます。	ご意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。
6	<p>改正案においては【標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は訓練等を実施する。】とあるが、福島県内の自治体は、もともと職員を2割程度減らしていたところに震災があり、恒常的に職員が不足している状態。そのような体力があるかはなほ疑問。また、【情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。】等の記載があり、年金機構の情報漏洩問題や、8月12日に出された「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」第3回会合の中間報告を受けてと考えられるが、地方自治体には無理と考える。</p> <p>国がまとめてNISC等で、地方公共団体のセキュリティ対策、地方公共団体職員の教育・研修、訓練等をまとめて行った方がスケールメリットも生かすことができ税金の無駄遣いも減らせるのではないかと。また、各団体で入札等を行うよりも事務効率が削減できると思う。</p>	<p>「不正アクセス、ウイルス感染の事案に加え、標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は訓練等を実施する。」は手法の例示であり、各団体において適切な措置を講ずることとなります。</p> <p>「個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。」に関するご意見及びそれ以降に関するご意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
7	<p>*セキュリティ対策について（教えてください）</p> <p>*今回のマイナンバーのネットワークシステムは、日常各自治体で使用しているネットワークシステムとは違う個別システム構成ですね？（インターネットが収容されているネットワークとは別の構成ですね）</p> <p>理由：ハッカーは通常では考えられないことをやってきます。個別専用ネットワークならば（絶対ではないが・・・）安全と考えます。</p> <p>*各自治体にセキュリティの資格を所持した職員は何名程度いらっしゃるのでしょうか？</p> <p>理由：導入業者任せでなく自治体にそういう資格を所持した人が居て牽制出来る組織が必要と思います。</p> <p>*操作する職員に対して、個人情報管理（セキュリティ）の研修は、導入時および導入後は年に何回程度予定されているのでしょうか？</p> <p>理由：職員が個人情報に繋がる外延情報をメモしたり話したりする事や、印刷資料および会話メモなどは完全にシュレッダー処理するのでしょうか？今の各自治体の個人デスクの上を覗くと個人情報が多数散見されます、（いわんやパスワードなど）端末機器の操作履歴はサーバーで管理出来ると思いますが、機器のアクセス履歴把握も大丈夫でしょうか？</p> <p>また、サーバーはシステム担当者しか入れない特別な場所になっているのでしょうか？</p> <p>過去の経験では、自治体職員の意識が低く情報管理が言うだけで守る意識が低いように私は感じています。要は職員の「こころ」がキーだと思っています。</p>	<p>「情報提供ネットワークシステム」は、番号法に基づき特定個人情報の安全な連携を行うために設置されるネットワークシステムであり、高度なセキュリティを確保した行政専用のネットワークを使用し構築されるものと承知しています。</p> <p>各自治体におけるセキュリティの資格を有する職員数は、委員会では承知していませんが、各自治体において、適切な人材の確保に努めているものと考えます。</p> <p>職員への教育・研修については、ガイドラインに基づき、適切に行われるものと考えます。</p> <p>書類等の廃棄、特定個人情報へのアクセス状況の記録及び情報システムを管理する区域の管理については、ガイドラインに基づき、適切に安全管理措置が講じられるものと考えます。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
8	国家の威信にかけて、厳重な管理のもとで、厳格に執り行われますことを、期待しております。	国の行政機関等・地方公共団体等が、法令等及び本ガイドライン等を遵守し、適切に対応するよう、取り組んでまいります。
9	毎度の事ですが、行政機関の不祥事に関しては誰も責任を取らないのが大きな問題。民間企業であれば信用問題もあり業績に直結しますが、行政機関はペナルティが皆無に等しい。管轄している省庁単位での減給ペナルティ、又は年単位での残業代ゼロの処遇が適用されるべき。	今回の改正で「D 人的安全管理措置」に「c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処」を追加しましたが、各行政機関等・地方公共団体等において、適切に対応されるものと考えます。

御意見ありがとうございました。